

# ハローワーク磐田 かわら版 7月号

令和7年7月2日発行

- ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。
- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。

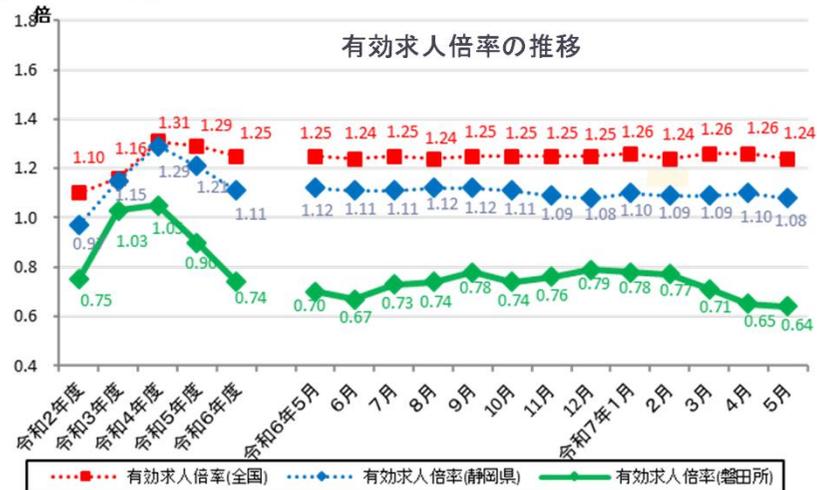
発行 ハローワーク磐田  
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎  
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230  
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

## ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(令和7年5月分)

- ◎有効求人倍率(実数値)は、0.64倍となり、前年同月を0.06ポイント下回った。
- ◎新規求人倍率(実数値)は、1.23倍となり、前年同月を0.22ポイント上回った。



●新規求人数は前年同月比5.2%増加しました。製造業の中でも輸送用機械器具製造業では、前年同月比で11か月ぶりに増加しました。また、卸売業・小売業の求人数が前年同月比で2か月ぶりに増加しました。一方、運輸業・郵便業、医療・福祉などは減少しました。結果、新規求人数は前年同月比で増加し、有効求人数は前月比1.5%増加しています。  
●新規求職者が前年同月比13.6%減少と10か月連続で減少し、有効求職者は前月比2.7%増加しています。



	令和6年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24
静岡県	1.12	1.11	1.11	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.10	1.08
磐田所	0.70	0.67	0.73	0.74	0.78	0.74	0.76	0.79	0.78	0.77	0.71	0.65	0.64

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。  
令和6年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。  
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれています。

事業主の皆さまへ(全企業が対象です) 公布日: 令和7年6月11日

## ハラスメント対策に関する改正ポイント案内

### I: ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります!** (施行日: 公布後1年6か月以内の政令で定める日)

### カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
  - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
  - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
  - ③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に必要となる協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。  
※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

### 求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例: 面談等を行う際のルールをあらかじめ決めておくこと等)
  - ・相談体制の整備・周知・発生後の迅速適切な対応(例: 相談への対応、被害者への謝罪等)

\* これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

## ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します!

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援 HP

検索

➤ **事業主のみなさん！求人募集ならハローワークです！**



ハローワークでの求人募集には、メリットが「たくさん」あります。

**全て無料**



掲載料、紹介手数料などの**費用はかかりません。**

**申込み更新もネットで簡単**



求人申込や更新等の手続きは、ハローワークに行くことなく、**ネットでスムーズ**にできます。  
(求人者マイページを開設すれば、すぐに利用できます)

**全国に情報を発信できます**



「ハローワークインターネットサービス」を利用すれば、**より広い範囲の「仕事を探している人」に情報を発信**できます。

ハローワークに求人申込みをする際は、次の点にご留意ください。

**1 公開期限があります**

新規の場合、提出月を含め原則、翌々月末日までが公開期限です。  
(例) 4月15日提出・受理→6月30日まで公開(有効期限)  
また、募集の必要がなくなったときは、いつでも取消が可能です。

**2 公開期限を延長する場合、手続きが必要です**

公開期限までに採用に至らなかった場合、公開を延長することができますが、その場合、ハローワーク窓口、又は、求人者マイページから簡単な更新手続きが必要になります。

また、ハローワークでは「求める人材が応募してくれない」、「求人票にどのように記載すればいいのかわからない」などの相談もお受けしています。地域や求職者の実状等を踏まえてアドバイスいたしますので、ぜひ担当までお声がけください。

**3 インターネットサイトでの公開には、公開範囲の選択が必要です**

求人は全国のハローワークで閲覧できますが、さらにハローワークインターネットサービスに掲載すれば、ハローワークに登録していない方も含めて、より広く情報を発信できます。

ただし、本サービスの利用には、求人申込時に公開範囲を選択する必要がありますので、応募・採用に繋げるためにも、できるだけ広い範囲を選択して、情報を公開するようにしてください。



➤ **来春高校卒業予定者の求人の提出はお早めに！**  
➤ **ハローワークから返戻されると高校への提出ができます。**

来春高校卒業予定者の高卒求人票の受付が開始されています。7月1日から、求人票を指定する高校へ提出が可能です。

高校では、求人応募先の事業所を夏休み中に、応募前職場見学の実施や教諭・保護者等と相談しながら決定する生徒が大勢おります。

高校生の採用予定はあるが未だ、高卒求人票が提出されていない事業主の皆さまには、お早めにハローワークへ求人を出していただくことをお勧めします。

高校求人日程

- ・令和7年7月1日(火)～ 求人票の受付、高校への提出
- ・令和7年9月5日(金)～ 高校より応募書類を事業所へ提出
- ・令和7年9月16日(火)～ 選考開始/内定開始

求人申込みについては、**労働局HPをご参照ください** ➔



➤ **ユースエール認定制度！**

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。



➤ **キャリア形成と能力開発の課題解決に向けて**  
➤ **キャリア形成・リスキリング支援センターがサポートします！**



ジョブ・カードやセルフ・キャリアドックを活用し、キャリアコンサルティングを行いながら、リスキリングを含めたキャリア形成と職業能力開発を総合的に支援します。また、雇用型訓練の導入支援も承ります。



➤ **「2025年度 雇用管理及び助成金制度事業主説明会」**

地区	開催日	会場	所在地	定員	申込締切日
沼津	7/15 (火)	プラサウエルデ 3階コンベンションホールB	沼津市大手町1-1-4	160	7/8 (火)
浜松	7/30 (水)	アクティシティ浜松 コンgresセンター 4 1 会議室	浜松市中央区板屋町 111-1	160	7/23 (水)
静岡	7/31 (木)	グランシップ静岡 1 0 0 1 会議室	静岡市駿河区東静岡 2-3-1	200	7/24 (木)